

5.11 廃棄物等（建設工事に伴う副産物）

「工事の実施」により発生する廃棄物等（建設工事に伴う副産物）が環境へ与える負荷について、予測及び評価を行いました。

(1) 予測手法

予測対象とする影響要因と環境影響の内容を表 5.11-1に示します。

表 5.11-1 予測対象とする影響要因と環境影響の内容

影響要因		環境影響の内容
工事の実施	<ul style="list-style-type: none">・ダム堤体の工事・施工設備及び工事用道路の設置の工事・建設発生土の処理の工事	建設工事に伴う副産物の発生及び最終処分量による環境への負荷の量の程度

廃棄物等（建設工事に伴う副産物）については、環境への負荷量の程度を予測しました。

廃棄物等の予測では、他ダムの事例及び工事の計画から建設副産物（建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、脱水ケーキ*1及び伐採木）ごとの発生量及び処分の状況を把握しました。

予測対象とする影響要因の位置及び予測地域を図5.11-1に示します。

予測地域は、「工事の実施」に係る廃棄物等（建設工事に伴う副産物）が対象事業実施区域内のみで発生することから対象事業実施区域としました。

また、予測対象時期は、工事期間中としました。

*1 汚泥等を脱水して固形化したものを一般的に「脱水ケーキ」と言います。

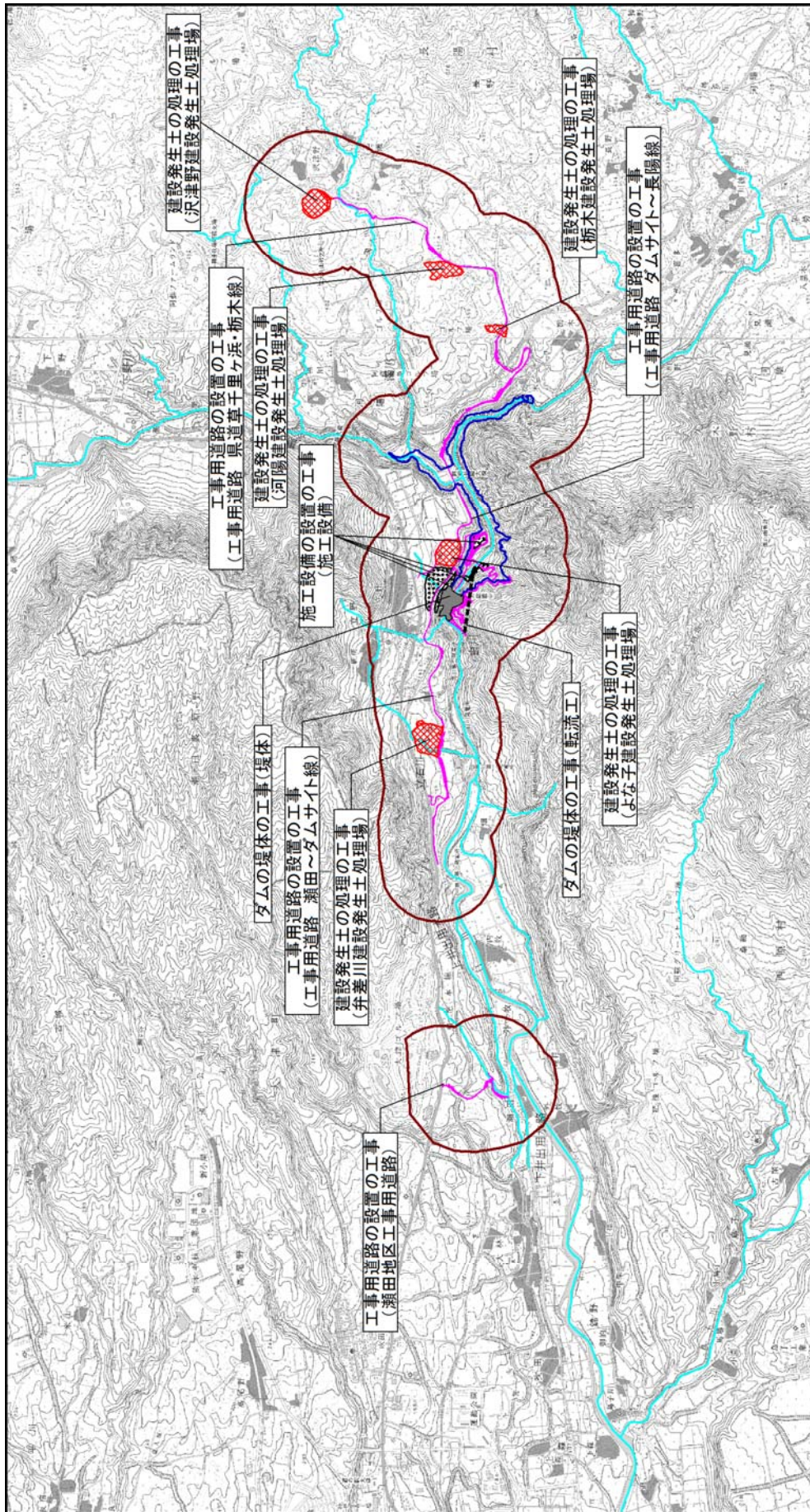
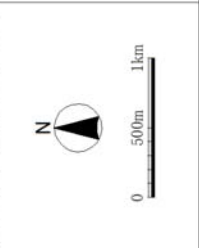


図5.11-1
 対象とする影響要因
 の位置及び予測地域
 (廃棄物等(建設工事
 に伴う副産物))



(2) 予測結果

廃棄物等の予測結果を表 5.11-2に示します。

建設発生土及びアスファルト殻については、環境への負荷が小さいと予測され、コンクリート塊、脱水ケーキ、伐採木については、環境への負荷が生じると予測されました。

表 5.11-2 廃棄物等の予測結果

廃棄物等の種類	予測結果	環境保全措置の検討
建設発生土	対象事業実施区域内に計画された建設発生土処理場において十分に処理可能であり、影響は小さいと考えられます。	—
コンクリート塊	既設構造物の撤去等により、コンクリート塊が発生し、環境への負荷が生じると予測されました。	○
アスファルト殻	アスファルト殻については、発生量は少量であることから、影響は小さいと考えられます。	—
脱水ケーキ	濁水の処理により、脱水ケーキが発生し、環境への負荷が生じると予測されました。	○
伐採木	ダム堤体の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事及び建設発生土の処理の工事における樹木の伐採により、伐採木が発生し、環境への負荷が生じると予測されました。	○

注) ○：環境保全措置の検討を行う項目を示します。

—：環境保全措置の検討を行わない項目を示します。

(3) 環境保全措置

「工事の実施」において、一部の廃棄物等による環境への負荷が予測されました。このため、表 5.11-3に示す環境保全措置を実施します。

表 5.11-3 廃棄物等の環境保全措置

項目		環境影響	環境保全措置の方針	環境保全措置	環境保全措置の効果
廃棄物等	コンクリート塊	コンクリート塊の発生により環境への負荷が生じます。	コンクリート塊の発生量を抑制し、発生したコンクリート塊の再利用を促進します。	○発生の抑制 コンクリート塊とその他の鉄くず、砂利等の有価物との分別を徹底します。 ○再利用の促進 中間処理施設で処理したのち、再生砕石等としての再利用を図ります。	分別の徹底により、コンクリート塊の発生量を低減し、再利用を図ることにより、コンクリート塊の処分量を低減する効果が期待できます。
	脱水ケーキ	脱水ケーキの発生により、環境への負荷が生じます。	脱水ケーキの発生量を抑制し、発生した脱水ケーキの再利用を促進します。	○発生の抑制 濁水処理施設による機械脱水等を適切に行い、効率的に脱水ケーキ化を行います。 ○再利用の促進 盛土材、埋戻し材等として再利用を図ります。	効率的な処理等により、脱水ケーキの発生量を低減し、脱水ケーキの再利用を図ることにより、脱水ケーキの処分量を低減する効果が期待できます。
	伐採木	ダム堤体工事等における樹木の伐採及び除根が発生し、環境への負荷が生じます。	発生した伐採木の再利用を促進します。	○再利用の促進 有価物としての売却等を行い、処分量低減のため、再利用を図ります。	伐採木の再利用により、処分量の低減が見込まれます。

(4) 評価の結果

廃棄物等については、「工事の実施」に係る廃棄物等が環境へ与える負荷の量について予測を行いました。

その結果、コンクリート塊、脱水ケーキの発生、樹木の伐採等により、環境への負荷が生じると予測されました。

このため、これら廃棄物等の発生の抑制、再利用の促進を行うなど、環境保全措置について検討しました。

これにより、廃棄物等に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避もしくは低減されると考えられます。